

浜田市空家等対策協議会規則

平成28年12月22日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市空家等対策の推進に関する条例（平成28年浜田市条例第49号。以下「条例」という。）第10条第5項の規定に基づき、浜田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に係る議事に参加することができない。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、建築住宅課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。